



FP Topics

=サラリーマンの必要経費=

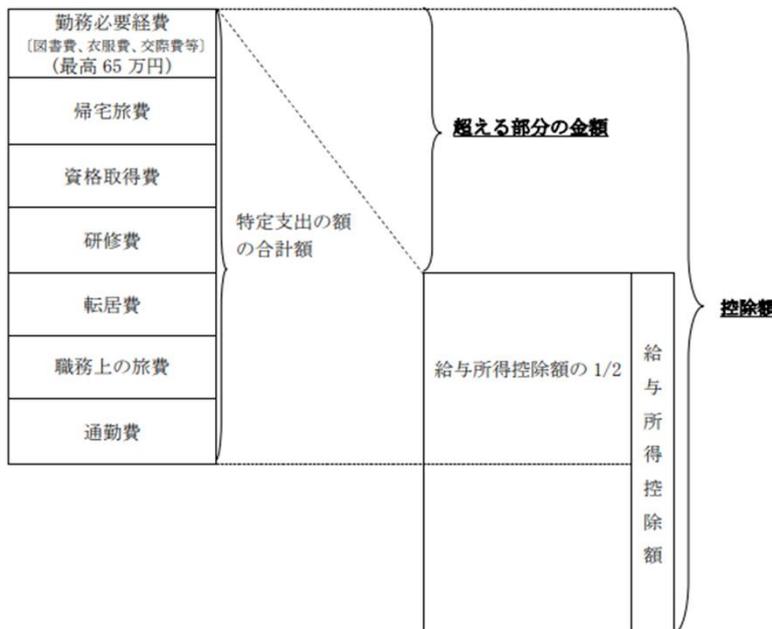
2020年12月号

早くも、年の瀬が押し寄せてきました。お勤めの方は、仕事納めも大方終わっていらっしゃる方がほとんどかもしれません。お休みに入ってホットしていらっしゃるかたも多いと思われそうですが、コロナ禍の影響もあり、働く環境が大きく変化した方々も少なくないとお聞きします。在宅勤務や部署の移動等々、お勤めしながらでも予想外の出費もあったかもしれません。

今回は、サラリーマン（給与所得者）の必要経費をとりあげてみます。サラリーマンはガラス張りだから、節税できない・・・というお声をたくさんお聞きします。雇用者側の証明が必要となりますが、必要経費と認められる支出に該当すれば、大きな節税効果があるようです。

=給与所得者の特定支出控除とは=

サラリーマン（給与所得者）が勤務に伴って、特定の支出をした場合で、その年の特定支出の額の合計額が**給与所得控除額**の1/2を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができます。



出典：国税庁

=給与所得控除額とは=

給与所得控除額とは、所得税額を計算する際の、給与収入から差し引かれる必要経費部分と考えられます。事業収入の場合、収入を得るために実際に要した経費を差し引いて事業所得を算出しますが、給与収入の場合、実際の必要経費部分を差し引くことができません。そのため、事業所得の必要経費部分を想定しているのです。

給与所得控除額は収入額に応じて下記の表に定められています。

令和2年分以降

出典：国税庁

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円 (上限)

上記表から、年収450万円のケースとして、給与所得控除の1/2を計算してみます。

$$(4,500,000 \times 20\% + 440,000) \times 1/2 = 670,000$$

年間、勤務に伴う特定支出が670,000円を超える場合、その超える部分を給与収入から控除しても良いですよ!ということになります。

では、その特定支出とはどのような支出なのか？具体的な特定支出の内容をみていきたいと思えます。

特定支出の対象項目は、大きく7つに区分されています。いずれも、その給与の支払い者が証明したものに限られ、その明細書や領収書等を確定申告書に添付する必要があります。

= 特定支出控除の対象項目 =

I 勤務必要経費（最高65万円）

① 図書等の購入費用

職務関連の本、雑誌、新聞などは特定支出にできるようになりました。

② 衣類等の購入費用

制服、事務服などのほか、スーツも特定支出にできます。また、アパレル関係で職務中に着用する自社ブランドの服を購入する場合、特定支出にできます。

③ 交際費用等

接待、取引先への贈答品等、自己負担で支払った場合。

II 帰宅旅費

単身赴任している人が、家族等の住む家に帰る場合の旅費（自己負担部分）も特定支出に該当します。

III 資格取得費

業務に必要な資格を得るための費用は特定支出です。改正後は、弁護士、医師、公認会計士なども特定支出に入れることが可能になりました。そのため、会社から補助をもらわず資格試験を受ける場合には、資格にかかわらず、特定支出になります。

※雇用保険等からの助成金がある場合は、その助成金等の部分は該当しません。

IV 研修費

業務上必要な研修費用は特定支出です。個人で研修費を支払う場合には特定支出にできます。

V 転居費

勤務に際し、引っ越しにかかる費用で個人が支払った部分は特定支出です。

VI 旅費・VII 通勤費

通勤や職務に必要な旅費（交通機関の利用料）を個人で支払っている場合は特定支出に該当します。

上記、7つの対象項目がありますが、Iの図書費や衣類等などは、該当するケースが多いのではないのでしょうか。IIIの資格取得では、資格の種類をほぼ問わない内容になっているようです。利用できるケースは増えたのではないのでしょうか。専門学校や専門職大学院等の初年度入学金やその年の学費も特定支出に該当します。このようなケースに該当する場合、大きな節税効果が期待できます。

前述の、年収450万円のケースでじっくりとした節税効果をシミュレーションしてみたいと思います。職務に必要な知識を習得するため、通信制の専門学校に入学し、特定支出控除の適用を受けるため確定申告した場合を想定してみます。

= 特定支出控除の節税効果 =

III 資格取得費に該当する場合

★ 入学金及び初年度の学費 100万円

⇒ 給与所得控除額の1/2を超える部分

100万円 - 67万円（上記表より） = **33万円**

※ 年収450万円に係る所得税率は、各種控除等を加味した場合10%に該当します。住民税は一律10%。

330,000円 × 20% = 66,000円

所得税の速算表

出典：国税庁

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

～今月の山便り～

今月の山便りはお休みです。先日、毎年恒例行事となっている伊勢神宮参拝に行ってきました。“今年も無事過ごすことができました”感謝の想いをお祈りして、また来年も頑張ります。よろしく願いいたします。願をかけてお札をいただけてきます。写真は、外宮さんの別宮 多賀宮へ向かう石段です。お見せしたい写真はたくさんあったのですが、たくさん載せるとインパクトにかけてしまい、あまり良くなかったものですから、一枚だけにしました。毎年、猿田彦神社⇒外宮⇒内宮の順序で回ります。お世話になっている氏神さんの神主さんが教えてくださいました。帰路に大正年間創業の居酒屋さん『一月屋』さんに立ち寄るのも楽しみの一つになっています。伊勢ならではの新鮮な海の幸がいただけます。料金も比較的リーズナブルで庶民的な雰囲気大好きです。もう少し近ければ良いのですが、伊勢市駅ですから、ちょっと飲みみに！は距離的に難しいかもしれません。

